○浦安市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

平成24年３月30日

規則第12号

（趣旨）

第１条　この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）並びに児童福祉法（昭和22年法律164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平25規則39・一部改正）

（指定決定等）

第２条　市長は、総合支援法第51条の20第１項又は児童福祉法第24条の28第１項の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定の可否を決定し、その結果を指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定決定・却下通知書（別記第１号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

（平25規則39・一部改正、令８規則29・旧第３条繰上・一部改正）

（指定の更新の通知等）

第３条　前条の規定は、総合支援法第51条の21第１項及び児童福祉法第24条の

29第１項の規定による指定の更新について準用する。この場合において、前条第１項中「第51条の20第１項」とあるのは「第51条の21第１項」と、「第24条の28第１項」とあるのは「第24条の29第１項」と、「の申請」とあるのは「の規定による指定の更新の申請」と、同条第２項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、「当該指定」とあるのは「当該指定の更新」と読み替えるものとする。

（令８規則29・追加）

（廃止等の届出）

第４条　総合支援法第51条の25第３項若しくは第４項又は児童福祉法第24条の32の規定による届出（名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項の変更に係るものを除く。）は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書（別記第２号様式）により行うものとする。

（平25規則39・令８規則29・一部改正）

（補則）

第５条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日規則第39号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日規則第17号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（令和４年10月26日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年３月30日規則第29号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第２条）

第　　号
年　　月　　日

様

浦安市長　　印

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定決定・却下通知書

年　　月　　日付けで申請のあった指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第１項第１号又は児童福祉法第24条の26第１項第１号の規定により、次のとおり決定・却下をしたので、通知します。

１　決定

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
申請者の名称	
申請者の所在地	
申請者の代表者氏名	
事業の種類	
指定の年月日	
指定の有効期間の満了年月日	

２　却下

理由

教示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表とする者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第２号様式（第４条）

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書

年　　月　　日

（宛先）浦安市長

所在地
事業者　名称
代表者氏名

指定特定相談支援又は指定障害児相談支援の事業の廃止（休止・再開）について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第３項若しくは第４項又は児童福祉法第24条の32の規定により、次のとおり届け出ます。

	事業所番号										
	事業所番号										
廃止（休止・再開）をする事業所	名称										
	所在地										
廃止・休止・再開をする年月日	年　　月　　日										
廃止・休止をする理由											
現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置（廃止・休止をする場合のみ）											
休止予定期間	年　月　日～　年　月　日										